

## 【第5報】新型コロナウイルスの感染拡大に伴う渡航制限措置について

マーシャル諸島共和国保健省は、2月28日付で新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴う渡航制限措置の第5報を発表しました。

同第5報は、1月24日付同第1報、1月31日付同第2報、2月7日付国家非常事態宣言、2月13日付同第3報及び2月26日付同第4報を見直し、更新した内容として、マーシャル保健省より即日発動で発表されました。現在までに、渡航制限対象国は日本を含め計7か国・地域となっており、留意が必要です。

- (1) 中国、香港、マカオ、韓国、イタリア、日本及びイランからの全ての空・海路いずれも渡航停止。右制限は、マーシャル国内へ新型コロナウイルス感染症が持ち込まれるリスクの軽減に必要な措置として認められる。2019年12月31日以降、これら渡航制限対象国からの渡航者、または同対象国経由の渡航者全てに適用する。
- (2) 食糧及び生活用品の供給を確保するため、渡航制限対象国を通常の経由地または出港地とする全コンテナ船を海上輸送停止措置から除外する。ただし、厳密にマーシャル海域外にてパイロットステーション到着前30日間すごすことを求める。また、全コンテナ船は、マーシャル諸島港湾局規定 (the RMI Ports Authority Standard Operating Procedures) に従うこと。
- (3) 渡航を計画するマーシャル国民及び在留する者に対し渡航延期を強く推奨する。渡航延期が不可能な場合、マーシャル再入国時、マーシャル政府渡航制限に基づき指定された渡航制限対象国へ渡航又は乗継ぐ者に対する制限措置が適用されることに留意すること。
- (4) マーシャル政府医療機関紹介委員会の承認を得た患者を除き、次の通達があるまで、公選役職者、公共事業及び補助機関を含む全ての公務員の海外出張を停止する。
- (5) マーシャル側受入機関が絶対的に必要と判断するものを除き、保健省として、今後数ヶ月の間、マーシャルを訪問する派遣団、実施される会合及び／又は訓練の延期を求める。
- (6) マーシャル公衆衛生局からの提言に基づき、保健省次官は、必須サービス (essential services) の提供を可能にするため、上記(1)～(5)に定める規制からの例外を認める権利を確保する。これら事例は、WHO及びCDCが定めるガイドラインを遵守の上作成される保健省の全ての安全手順に従うこと。
- (7) 渡航制限対象国：中国、マカオ、香港、韓国、日本、イタリア、イラン

本情報は、外務省海外安全ホームページの「マーシャル」にも記載されております。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo\\_269.html#ad-image-0](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_269.html#ad-image-0)